『保険診療の手引』２０１０年４月版　正誤及び追補(2010.9.2 現在)

※2010 年 7 月下旬以降に新たに示された通知に基づく追補に関しては■印で示している。

頁	訂正箇所	誤	正
203	右段「カルテの記載等」中、下から 2 行目	**診療内容の要点、診療医師名及びその主たる勤務先名を診療録に記載する。**	**（削除）**
■354	左段 下から 15 行目 編注	この場合の化学療法にかかる薬剤及び特定保険医療材料**は、在宅薬剤として「❹在宅」欄で請求できる。**	この場合の化学療法にかかる薬剤及び特定保険医療材料**については第 4 節「注射」の外来化学療法加算の項を参照（⇒P．548）。**
341	右段　下から 3 行目	**なお、1 回目の手技料は人工腎臓の 2（その他の場合）で算定する。**	**（削除）**
411	右段 下から 12 行目	(23)　大腸菌抗原同定検査（**190** 点）	(23)　大腸菌抗原同定検査（**180** 点）
418	右段 上から 3 行目	…中止又は終了後**4** 週間以上経過した後に…	…中止又は終了後**2** 週間以上経過した後に…
■549	上段の編注の後に右記を追加		**編注** **① 外来化学療法加算を算定する場合に、外来から連続して自宅で用いる携帯型ディスポーザブル注入ポンプ及び薬剤料については注射の項で算定する。** **② なお、当該薬剤料については、外来化学療法及び在宅にて使用するもの全てを 1 回の薬剤料として算定のうえ、「摘要欄」に所要単位当たりの使用薬剤の薬名、使用料及び回数等に加え、「在宅使用薬剤〇日分含む」と記載する。** **（事務連絡 H.22 年 7 月 28 日）**
845	上から 18 行目	⇒P．**243**	⇒P．**247**
1140	左段 上から 12 行目	①～③に掲げる入院基本料･特定入院料…	①～③に掲げる入院基本料･特定入院**基本**料…

最新の正誤表については、保団連のホームページ(http://hodanren.doc-net.or.jp/)でも紹介していきますので、ご確認下さい。